

私立学校のための 融資ガイド



融資のご利用にあたって

日本私立学校振興・共済事業団の融資は、長期、低利・固定金利で、私立学校の経営にとって安定的な資金として、活用されています。

これまでに学校法人等にご利用いただいた資金は、総額約3兆4,340億円(令和5年度末現在)となりました。

この融資制度は、国の財政融資資金や私学共済の年金積立金を原資とする公的制度で、下記の特長があります。また、事業団融資をご利用いただいた皆さま方からお支払いされた利息は、事業団の運営費に充てられるほか、一般財団法人私学研修福祉会の研修事業の財源に充てられます。

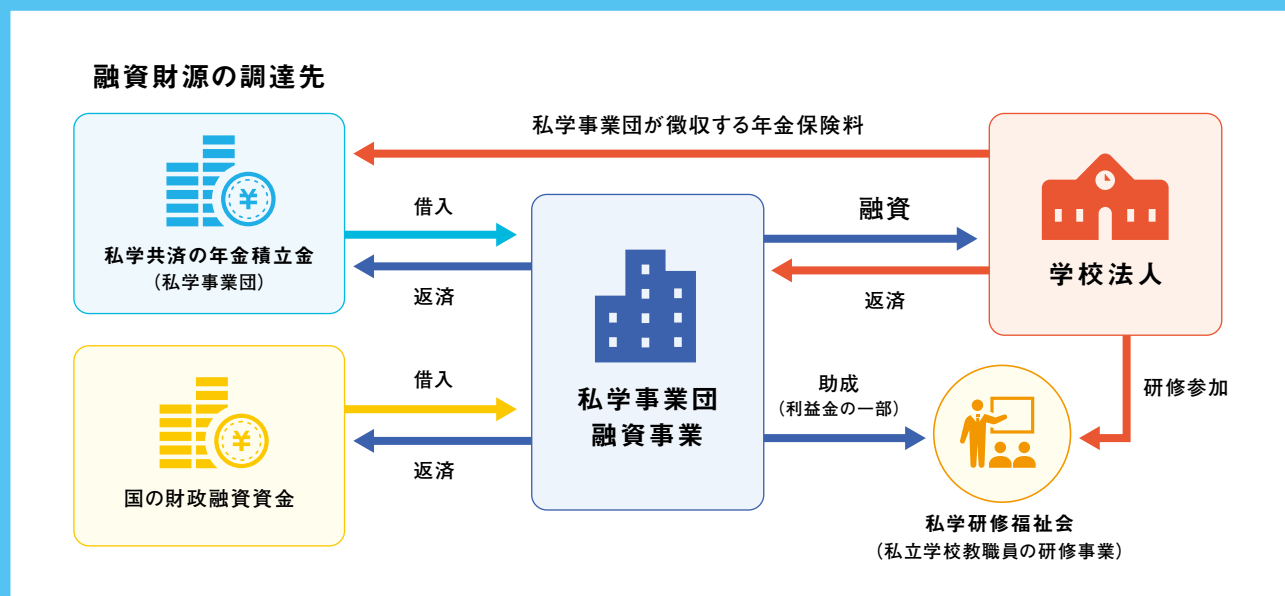
事業団融資のご利用をお待ち申し上げます。

日本私立学校振興・共済事業団 融資部

■ 私学事業団融資の特長



■ 私学事業団融資資金の流れの一例



目次

融資のご利用にあたって	2
融資のチェックポイント・担当窓口	4
融資の対象	5
1 ご利用いただける法人	
2 融資ご利用上の留意点	
3 融資の対象となる学校と事業	
4 融資の対象となる事業	
5 融資の対象となる専修学校の学科及び各種学校の課程	
融資の内容	11
1 ご契約と金利	
2 ご返済方法	
3 ご返済期間と据置期間(利息のみの支払期間)	
4 担保物件と連帯保証人	
5 融資の上限額	
令和7年度の耐震化事業等利子助成	15
(私立学校施設高度化推進事業費補助金)	
1 耐震改築事業に対する利子助成(大学～小学校・専修学校・各種学校)	
2 耐震改築事業に対する利子助成(幼稚園、認定こども園)	
3 耐震改修事業に対する利子助成	
4 私立大学附属病院建替え整備事業に対する利子助成	
5 指定避難所施設等の機能強化整備事業に対する利子助成	
6 文部科学省による利子助成制度全般に係る留意点	
7 耐震改築事業の事業査定額 計算例(大学～小学校・専修学校・各種学校)	
8 耐震改築事業の事業査定額 計算例(幼稚園、認定こども園)	
参考:耐震化事業等利子助成のイメージ図	
融資事務の流れ	20
1 お借入れの申し込みからご契約までの事務の流れ	
2 ご契約後から完済までの事務の流れ	
3 お借入れまでに必要な書類と手続き	
4 お借入れ後の主な手続き	
よくあるご質問	25
参考:令和6年度の金利一覧	29

個人情報の取り扱いについて

私学事業団融資の利用にあたり、提供いただく個人情報は、融資に係る審査及び融資後の債権管理のためにのみ利用します。

融資のチェックポイント

件 名	内 容	詳 細
☐ 融資額の算定	以下の3つの査定額のうち、最も低い金額が上限額となります。 ①事業査定額…実施事業の規模から算出(事業費の80%以内) ②資産査定額…法人の純資産から算出(前年度決算書を用います) (総資産－総負債)×30% ③担保査定額…担保物件の評価額から算出 担保物件の評価額×担保率(80%以内)	13p ～ 14p
☐ 担保物件	①土地(校地)及びその土地の上に存在している建物を担保としてご提供いただきます。 ②原則として土地のみを評価対象とします。 ③評価額については、路線価をベースとし、事業団が算出します。 ④抵当権の順位は、事業団を第1順位とすることが条件となります。 ⑤事業団借入金残高がある場合は、借入申込額を加味して再評価を行います。	12p
☐ 連帯保証人	以下の①～⑤のいずれかに該当する場合、学校法人等の理事長に連帯保証人となっていただきます。 ①財務状況等に問題があると認められる ②財務情報(決算)をホームページ上で公表していない ③経常費補助金の減額または不交付の措置を受けている ④事業団からの借入金を滞納したことがある ⑤公租公課の滞納がある	12p
☐ 金利・ご返済	契約時の固定金利です。元金均等返済です。 返済時期は【元金:年1回(据置期間後) 利息:年2回の後払い】です。	11p ～ 29p
☐ 契約・資金交付	契約と資金交付は同月に行います。 資金は一括または分割して受け取ることができます。 (申込書をご提出いただいてから審査等の期間として、通常2～3か月を要します)	20p ～ 23p
☐ 理事会にお諮りいただく内容	以下について、事業団借入申込の前に理事会にて承認が必要です。 ①借入申込額について ②担保物件について ③連帯保証人について(必要な場合)	5p
☐ 主な申込必要書類	①資金借入申込書(含償還計画) ②提供担保物件一覧表 ③学校案内 ④前年度決算書・当年度予算書 ⑤建築確認済証(写) ⑥登記事項証明書 ⑦土地公図 ⑧建物図面 ⑨工事請負契約書(写) ⑩理事会議事録(写)(借入申込額、担保物件、連帯保証人(必要な場合)について明記されたもの) ※事業に応じて必要書類が異なります。	22p ～ 23p

担当窓口 融資部 融資課

新規の融資に関すること(融資のご相談、借入申込関係書類の確認、契約関係書類の確認等)	
北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県	融資第一係 TEL 03-3230-7862～7864
三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	融資第二係 TEL 03-3230-7866～7868
ご利用中の融資に関すること(契約内容の確認、担保や連帯保証人に関するご相談、返済のご相談等)	
返済方法の確認、残高証明書の発行、利子助成関係の確認、契約内容の確認、抵当権の設定登記、質権の設定・更新、融資対象事業内容・担保物件・連帯保証人の変更、抵当権の抹消登記 等	融資業務係 TEL 03-3230-7871～7874



融資の対象

1 ご利用いただける法人

事業団の融資をご利用いただける法人は、以下の通りです。

- 学校法人
- 専修学校または各種学校の設置のみを目的とする法人(私立学校法第152条第5項の法人)
専修学校・各種学校は、対象となる学科・課程が定められています。(→10 ページ)
- これから学校法人化するもの
幼稚園及び専修学校の学校法人化も対象となる場合がありますので、ご相談ください。(→26 ページ Q14)
- 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人
※個人立の学校はご利用いただくことができません。

2 融資ご利用上の留意点

事業団の融資をご利用いただくために、以下の点にご留意ください。

- (1) 事業団からの借入金(利息・延滞金を含む)を滞納している、役員・教職員の間に訴訟や紛争がある、財政事情が窮迫している法人等は融資の対象となりません。
- (2) 市中金融機関等(事業団融資を含む)の借入金の**借り換えは融資の対象となりません**。
- (3) 対象となる事業は、原則、融資を受けようとする**年度内に実施してください**。希望される年度以前から事業が始まっている場合や、年度内に事業が完了しない場合は、事前にご相談ください。
- (4) 融資額には、下表のとおり下限を設けています。融資額が下表の金額未満となる場合には、災害復旧費(→9 ページ)を除き、融資の対象となりません。
- (5) 耐震化事業等については、要件により国の利子助成制度の対象となります。(→19 ページ)
- (6) 原則、土地(校地)及びその土地の上に存在している建物を担保としてご提供いただきます。また、抵当権の順位は、事業団のみを第1順位とすることが条件となります。(→12 ページ)
- (7) 学校法人等の理事長に、連帯保証人となっていただく場合があります。(→12 ページ)
- (8) 融資のご利用、担保物件、連帯保証人については**学校法人の理事会での承認が必要です**。借入申込みの際には、借入申込額、担保物件、連帯保証人(必要な場合)が明記された当該理事会の議事録(写)を提出していただきます。
- (9) 融資額については、事業団が行う審査にて決定するものとします。
- (10) 事業完了後は、必要に応じて事業団職員による現地調査等があります。(→24 ページ)
- (11) 償還期限前に任意に借入金の全部または一部を繰上返済する場合は、**繰上償還補償金をお支払いいただきます**。(→24 ページ)

■ 融資額の下限

融資対象となる 学校 融資費目	大 学	短期大学 高等専門学校	中等教育学校 高等学校	義務教育学校 中学校・小学校 特別支援学校・幼稚園 認定こども園 (幼保連携型・幼稚園型)	専修学校 各種学校
一般施設費 公害対策費 特別施設費 (→8・9 ページ)	500 万円	400 万円	300 万円	200 万円	300 万円
教育環境整備費 (→8・9 ページ)	300 万円	300 万円	200 万円	100 万円	200 万円

※災害復旧費につきましては下限はありません。

3 融資の対象となる学校と事業

融資対象の事業 融資対象となる学校	I. 建物建築事業や土地の買収等 (一般施設費)									II. 教育環境の整備 (教育環境整備費)	
	① 一般的な校舎・園舎の建築・改修事業、 校地・園地の買収等	② 新たに開校、学部学科開設・定員増等を 予定している①の事業	③ 沖縄における①の事業	④ 教育研究環境高度化 推進事業					⑤ 研究高度化関連施設事業 (研究所等の新築・増築・改修等)	⑥ 大型設備・情報技術の整備等(実験・実習機器、 大型の通学バス等)に必要な資金	⑦ 経営改革の一環として実施される 校舎等の解体に必要な資金
				ICT活用推進事業	施設高機能化整備事業 (校内LANの整備、情報教室の整備)	防災機能強化施設整備事業 (防犯対策のための施設工事)	エコキャンパス推進事業	大学・高専機能強化支援事業			
ご返済期間 ※2 ※3	30年以内【うち据置2年】 20年以内【うち据置2年】 10年以内【うち据置2年】 6年以内【うち据置1年】		30年以内 【うち据置2年】 22年以内 【うち据置2年】	30年以内 【うち据置2年】 20年以内 【うち据置2年】						10年以内 【うち据置2年】	
大学院	◎	○	○	○	—	—	○	○	○	○	
大学	◎	○	○	○	—	—	○	○	○	○	
短期大学	◎	○	○	○	—	—	○	—	—	○	
高等専門学校	◎	○	○	○	—	—	○	○	—	○	
中等教育学校	◎	○	○	—	○	○	○	—	—	○	
高等学校	◎	○	○	—	○	○	○	—	—	○	
義務教育学校	◎	○	○	—	○	○	○	—	—	○	
中学校	◎	○	○	—	○	○	○	—	—	○	
小学校	◎	○	○	—	○	○	○	—	—	○	
特別支援学校	◎	○	○	—	○	○	○	—	—	○	
幼稚園	◎	○	○	—	—	○	○	—	—	○	
認定こども園 (幼保連携型・幼稚園型)	◎	○	○	—	—	○	—	—	—	○	
専修学校 ※5	◎	○	—	○	—	—	○	—	—	○	
各種学校 ※5	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※1.【表内の記号】：「○」は対象となります。「—」は対象となりません。「◎」は要件により、国の利子助成制度の対象となります。(→19ページ)

※2.【ご返済期間】：据置期間(利息のみの支払期間)を含めて最長期間を表しています。期間が複数表記されているものは年数によって金利が変わります。詳しくは12ページをご参照ください。

※3.【ご返済期間】：「30年以内【うち据置2年】」は、原則として融資契約額が**10億円以上**の場合、大学・高専機能強化支援事業に選定された施設整備事業の場合、または特別施設費のうち大学病院にかかるものの場合にご利用いただけます。また、**木造建物については対象となりません**。

※4.【ご返済期間】：教育環境を充実させる等経営に必要な資金は、大学・高専機能強化支援事業に選定された学校法人の場合、ご返済期間は10年以内【うち据置2年】となります。(→27ページQ15)

※5.【学科・課程】：専修学校・各種学校の対象となる学科・課程は10ページをご参照ください。

				Ⅲ. 被災建物等の原形復旧 (災害復旧費)			Ⅳ. 公害対策 (公害対策費)	Ⅴ. 特別な施設 (特別施設費)	
	⑧ 校教具等の整備に必要な資金	⑨ 教育環境を充実させる等経営に必要な資金	⑩ 激甚災害により被災した場合に当面必要となる資金	⑪ 災害により被害を受けた建物等を原形復旧する事業 (補助金対象分)	⑫ 災害により被害を受けた建物等を原形復旧する事業 (⑪以外)	⑬ 東日本大震災・平成28年熊本地震・令和6年能登半島地震 により被害を受けた建物等を原形復旧する事業	⑭ 公害防止対策のための施設整備事業	⑮ 寄宿舍・合宿所・教職員住宅・大学病院等の 建築事業、そのための土地の買収等	⑯ バリアフリー化のために施設を改修する事業
	5年6月以内 【うち据置6月】	5年6月以内 【うち据置6月】 10年以内 【うち据置2年】 ※4	7年以内 【うち据置3年】	25年以内 【うち据置2年】	20年以内 【うち据置2年】	25年以内 【うち据置5年】	21年以内 【うち据置3年】	30年以内 【うち据置2年】 20年以内 【うち据置2年】 10年以内 【うち据置2年】	30年以内 【うち据置2年】 20年以内 【うち据置2年】
	—	○	○	○	○	○	○	◎	○
	—	○	○	○	○	○	○	◎	○
	—	○	○	○	○	○	○	◎	○
	—	○	○	○	○	○	○	◎	○
	—	○	○	○	○	○	○	◎	○
	—	○	○	○	○	○	○	◎	○
	—	○	○	○	○	○	○	◎	○
	—	○	○	○	○	○	○	◎	○
	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
	○	○	○	—	○	○	○	○	○
	—	—	—	—	○	○	○	—	—

4 融資の対象となる事業

I. 建物建築事業や土地の買収等（一般施設費）

① 一般的な校舎・園舎の建築・改修事業、校地・園地の買収等



建物例

◎校舎、園舎、体育館、遊戯室、講堂、図書館、実験実習棟、研究所、研究施設、認可保育所、学生会館、食堂、クラブ室、管理棟等を新築、増築、改築、改修、補修、買収する事業など
◎設備工事（冷暖房設備、昇降機設備等）、外構工事（排水路、共同溝、擁壁等の工事）等の事業など



土地例

◎校舎・園舎用地、運動場用地、体育館用地、図書館用地、研究所用地、学生会館用地、管理棟用地等を買収、造成する事業など

② ①の事業のうち、新たに開校、学部学科開設・定員増等を予定している事業

学校の新設、学部・学科・課程の新設または増設、定員増、学校法人化等のために行う事業で、設置等の認可を受けた（または届出が受理された）年度の事業が対象です。

③ ①の事業のうち、沖縄における事業

対象となる学校が沖縄にある校舎・園舎の建築事業、校地・園地の買収等の事業が対象です。

④ 教育研究環境高度化推進事業

以下の①～⑤の国庫補助事業に選定された施設の改修等事業が対象です。

- ①ICT活用推進事業、②施設高機能化整備事業（校内LANの整備、情報教室の整備）、
- ③防災機能強化施設整備事業（防犯対策のための施設工事）、④エコキャンパス推進事業、
- ⑤大学・高専機能強化支援事業（→27ページQ15）

⑤ 研究高度化関連施設事業（研究所等の新築・増築・改修等）

大学院、大学における先端的な学術研究基盤の強化のために行われる施設（研究所・インキュベーション施設等）の新築、増築及び改修事業が対象です。

II. 教育環境の整備（教育環境整備費）

⑥ 大型設備・情報技術の整備等（実験・実習機器、大型の通学バス等）に必要な資金

原則として1個または1組の価格が500万円以上の機器備品・装置の購入（据付工事、敷設工事等を含む）に係る資金が対象です。（例）医療用機器、実験・実習用機器、大型の通学（園）バス等

⑦ 経営改革の一環として実施される校舎等の解体に必要な資金

以下の①～⑤のいずれかを伴う経営計画に基づく、校舎等の解体に係る資金が対象です。

- ①学校・学部等の募集停止・廃止、②定員の削減、③校地面積の減少（キャンパス統合等）、
- ④耐震性のない建物の取壊し、⑤法人統合に伴う施設の集約

⑧ 校教具等の整備に必要な資金

特別支援学校、幼稚園、認定こども園＜幼保連携型・幼稚園型＞、専修学校の以下の資金が対象です。

- ・備品台帳に記載されるもので、原則として1点3,000円以上の機械、器具、標本、模型等の整備に要する資金
- ・図書台帳に記載されるもので、原則として1冊1,000円以上の図書の整備に要する資金
- ・機械、器具等のリース料、レンタル料等の支払いに要する資金

⑨ 教育環境を充実させる等経営に必要な資金

経営強化、教育改善、及び施設設備の整備等を実施する場合における安定的な資金繰りのため、その他教育研究活動の安定的な実施のために必要な資金が対象です。

⑩ 激甚災害により被災した場合に当面必要となる資金

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定による激甚災害(ただし本激に限る)により被災し、被害の程度の著しい学校法人の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金が対象です。

Ⅲ. 被災建物等の原形復旧(災害復旧費)

⑪ 災害により被害を受けた建物等を国からの補助金で原形復旧する事業

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第17条第1項の規定により、国から補助金の交付を受けて災害復旧するもので、建物・校地を原形に復旧するための事業が対象です。

⑫ 災害により被害を受けた建物等を原形復旧する事業(⑪以外)

上記の補助金の対象とならない火災、風水害、地震等により生じた災害で、建物・校地を原形に復旧するための事業が対象です。

⑬ 東日本大震災・平成28年熊本地震・令和6年能登半島地震により被害を受けた建物等を原形復旧する事業

東日本大震災・平成28年熊本地震・令和6年能登半島地震により被害を受けた建物・校地の原形に復旧するための事業が対象です。

Ⅳ. 公害対策(公害対策費)

⑭ 公害防止対策のための施設整備事業

防音、大気汚染対策、地盤沈下対策等のための校舎等施設の整備事業や、公害対策としてやむを得ず行う校舎の改築又は学校移転事業(土地買収・造成含む)が対象です。

Ⅴ. 特別な施設(特別施設費)

⑮ 寄宿舍・合宿所・教職員住宅・大学病院等の建築事業、そのための土地の買収等

以下の事業が対象です。

- ・寄宿舍、合宿所、セミナーハウス、教職員住宅、留学生宿舍、国際交流会館、大学病院等を新築、増築、改築、改修、補修、買収する事業
- ・寄宿舍用地、合宿所用地、セミナーハウス用地、教職員住宅用地等の土地を買収、造成する事業

⑯ バリアフリー化のために施設を改修する事業

バリアフリー化のために行う既存の施設の改修や、設備の設置事業が対象です。(例)エレベータ、トイレ、手すり、スロープ等の設置等

5 融資の対象となる専修学校の学科及び各種学校の課程

専修学校(学校教育法第124条に規定する学校)及び各種学校(学校教育法第134条に規定する学校)への貸付けについては、下記の要件に該当する学校が対象となります。

専修学校

■ 始期と終期

授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

■ 学科の種類

職業に必要な能力の育成を主たる目的とする学科であること(受験予備校、通信制サポート校等は対象外)。

各種学校

■ 修業期間

修業期間(普通科、専攻科その他これらに類する名称を付して修業期間、入学資格等により区分された課程があり、その修業期間がそれぞれ1年以上であって、一の課程に他の課程が継続する場合においては、これらの課程の修業期間を通算した期間を含む。)が2年以上であること。

■ 授業時間

1年間の授業時間数(普通科・専攻科その他これらに類する名称を付して修業期間、入学資格等により区分された課程がある場合には、それぞれの授業時間数)が750時間以上であること。

■ 教員数

教員数が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であり、教育上著しい支障がないと認められること。

■ 始期と終期

授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

■ 課程の種類

【養成課程】

診療放射線技師、臨床検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭または保育士の養成を行う課程

【その他の課程】

機械、自動車整備、電気、電子、ラジオ、テレビジョン、放送装置、無線装置、造船、応用化学、金属加工、工業化学、写真、服飾、建築、土木、機械設計、建築設計、機械製図、建築製図、測量、経理または日本語(文部科学大臣の認定を受けたもの)に関する課程



融資の内容

1 ご契約と金利

ご契約と金利については以下の通りです。

- 「金銭消費貸借及び抵当権設定契約証書」により、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約を同時に締結します。
- **契約時の金利を適用**します(借入申込時の金利から変更となる場合があります)。金利は毎月1日に見直しています。
- 償還完了まで変わらない固定金利です(一部の融資※)を除く)。

最新の金利は、事業団ホームページ、広報誌「月報私学」をご覧ください。

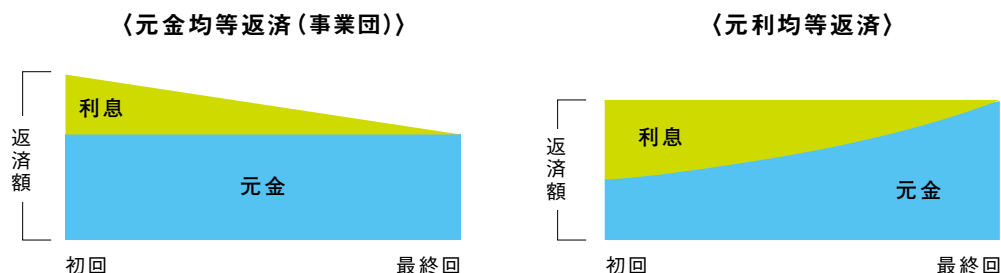
(ホームページアドレス https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

※東日本大震災・平成28年熊本地震・令和6年能登半島地震復旧支援融資

2 ご返済方法

- ご返済方法は、元金を借入年数(利息だけをお支払いいただく据置期間を除く)で均等に割り振り、残金に対して利息を計算する元金均等返済となります。

元利均等返済は元金と利息を合計したお支払額がご返済期間中は一定となります。一方、事業団の元金均等返済は、元金と利息を合計したお支払額はご返済期間の当初は多くなりますが、ご返済が進むにつれて少なくなります。



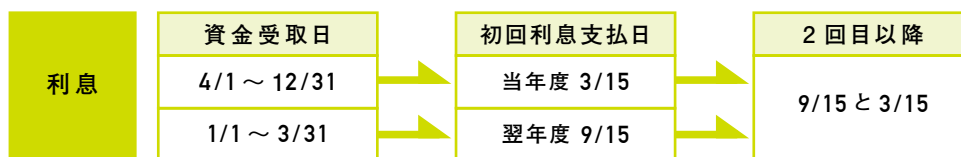
- 元金のご返済は据置期間(利息のみの支払期間)後、毎年1回(9月15日または3月15日※)です。

なお、元金返済日は、据置期間の設定により変更することが可能です。例えば3月のお借入の場合、元金のご返済は通常9月となりますが、据置期間を半年あるいは1年半とすることで、3月のご返済とすることが可能です。



- 利息のお支払いは、年間の利息分を2分の1ずつ年2回(9月15日と3月15日※)の後払いです。

なお、初回のお支払いのみ資金受取日から利息支払日までの日数計算となります。



※「⑧校教具等の整備に必要な資金」「⑨教育環境を充実させる等経営に必要な資金」「⑩激甚災害により被災した場合に当面必要となる資金」の元金及び利息支払日は、契約日に応じて個別に決まります。例えば、契約日が10月20日の場合、元金返済日は4月19日または10月19日(年1回)、利息支払日は4月19日と10月19日(年2回)となります。

3 ご返済期間と据置期間（利息のみの支払期間）

6～9ページの融資の対象となる事業と照らしてご確認ください。

融資費目	返済期間30年※1		返済期間20年		返済期間10年		返済期間6年	
	年賦年限	うち据置期間	年賦年限	うち据置期間	年賦年限	うち据置期間	年賦年限	うち据置期間
一般施設費 ①～⑤	30年以内	2年以内	※2 20年以内	2年以内	10年以内	2年以内	6年以内	1年以内
特別施設費 ⑮⑯	30年以内	2年以内	20年以内	2年以内	10年以内	2年以内		

※1 「返済期間30年」は、原則として融資契約額が**10億円以上**の場合、大学・高専機能強化支援事業に選定された施設整備事業の場合、または特別施設費のうち大学病院にかかるものの場合にご利用いただけます。また、**木造建物については対象となりません**。

※2 ③沖縄分の年賦年限は20年以内(据置期間2年以内)となります。

融資費目	⑥大型設備・情報技術 ⑦解体工事		⑧校教具等 ⑨教育環境充実資金		⑩災害復旧経営資金	
	年賦年限	据置期間	年賦年限	据置期間	年賦年限	据置期間
教育環境整備費 ⑥～⑩	8年以内	2年以内	※3 5年以内	※3 0.5年以内	4年以内	3年以内

※3 大学・高専機能強化支援事業に選定された学校法人の場合、年賦年限は8年以内、据置期間は2年以内となります。(→27ページQ15)

融資費目	⑪特別災害		⑫一般災害		⑬復旧支援(東日本・熊本・能登半島)	
	年賦年限	据置期間	年賦年限	据置期間	年賦年限	据置期間
災害復旧費 ⑪～⑬	23年以内	2年以内	18年以内	2年以内	20年以内	5年以内

融資費目	⑭公害対策費	
	年賦年限	据置期間
公害対策費 ⑭	18年以内	3年以内

4 担保物件と連帯保証人

■担保物件について

- 原則として学校法人等所有の土地(校地)及び当該土地上の全ての建物(校舎)を担保として提供していただきます。設備、備品、バス、有価証券等は対象となりません。
- 抵当権の順位は、事業団のみを第1順位として設定することが条件となります。担保提供予定の物件に事業団以外の抵当権(根抵当権を含む。)が既に設定されている場合は、当該抵当権者に先順位を事業団に譲ることについての合意を確認し、契約までに所定の「(根)抵当権順位変更合意証書」を事業団にご提出いただく必要があります。
- 原則として、土地のみを評価対象とし、相続税路線価をベースに評価額を算出します。(→14ページ)
- 国や都道府県等から補助金を受けて整備した物件を担保とする場合、主務大臣または知事等の承認が必要となります。
- 建物を担保とする場合、その火災保険金請求権に質権を設定していただくことがあります。

■連帯保証人について

- 右の①～⑤のいずれかに該当する場合、学校法人等の理事長を含め、1名以上の連帯保証人が必要となります。詳しくはご相談ください。

- ①財務状況等に問題があると認められる
- ②財務情報(決算)をホームページ上で公表していない
- ③経常費補助金の減額または不交付の措置を受けている
- ④事業団からの借入金を滞納したことがある
- ⑤公租公課の滞納がある

- 連帯保証人は審査のうえ、最終的に事業団が決定します。
- 連帯保証人の設定時には、連帯保証人となる方が学校法人等の財務状況等を把握していることの確認のため、「連帯保証人受託確認書」を作成していただきます。確認書は連帯保証人による自署・押印後、事業団へ提出してください。(→26ページQ11)

5 融資の上限額

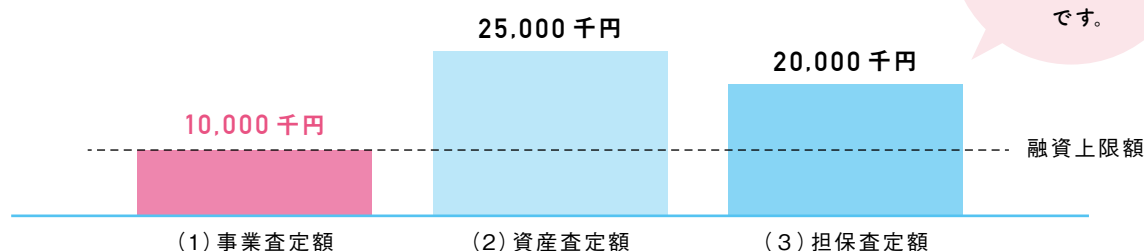
融資額は以下のように計算し、(1)～(3)の中の**最も低い金額**を上限として融資を行います。

(1) 事業査定額……………実施する事業から算出される金額

(2) 資産査定額……………法人の純資産から算出される金額

(3) 担保査定額……………担保物件から算出される金額

したがって、以下の例では融資額は事業査定額の10,000千円までが融資上限額となります。



(1) 事業査定額の計算

$$\text{事業査定額} = \left(\text{実施事業費} - \text{補助金}^{\ast 1} \right) \times \text{融資率}$$

※1 「補助金」とは、建築及び改修等にかかる国や都道府県から交付される補助金のことです。

※2 新たに開校等を予定している学校の事業(新・増設)(→26 ページ Q14) の場合、計算方法が異なります。

■ 融資率

一般施設費 災害復旧費(一般災害) 公害対策費 特別施設費	建築・土地買収等	80%以内 (95%以内)
	改修・土地造成等	75%以内 (95%以内)
災害復旧費(特別災害)		国からの補助金額と同額以内
教育環境整備費		80%以内 (95%以内)

※1 一般施設費のうち、教育研究環境高度化推進事業は補助対象事業費から補助金を除いた額が融資上限額

※2 建替え等の耐震改築利子助成融資、耐震改修利子助成融資(→15 ページ) は、耐震に関わる補助金が交付される事業であれば、融資率は100%以内

※3 幼稚園、認定こども園が実施する事業は括弧内の融資率を使用

(2) 資産査定額の計算

資産査定額は、融資を受けようとする年度の前年度末における法人の貸借対照表の金額を用いて算出します。

$$\text{資産査定額} = \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{資産の部の合計額}} \\ \text{(総資産)} \end{array} - \begin{array}{c} \boxed{\text{負債の部の合計額}} \\ \text{(総負債)} \end{array} \right) \times \boxed{30\% \text{ ※1・2}}$$

純資産の部合計

※1 建替え等の耐震改築利子助成融資、耐震改修利子助成融資については40%となる場合があります。(→16・17ページ)

※2 幼稚園、認定こども園が実施する事業については40%となります。

(3) 担保査定額の計算

担保査定額は、提供される担保物件の評価額に担保率(80%以内)を乗じて算出します。この担保率については、融資審査において事業団で決定します。

$$\text{担保査定額} = \boxed{\text{担保物件の評価額}} \times \boxed{\text{担保率(80\%以内)}}$$

- ❗ 担保物件の評価額については、相続税路線価をベースとし、事業団の定めによって面積等に応じた補正を行い評価額を算出します。相続税路線価については、国税庁の財産評価基準書を用います。
(参考: 国税庁ホームページ <https://www.rosenka.nta.go.jp>)
また、相続税路線価が提示されていない場合は、固定資産税路線価等をベースとして用います。
- ❗ 事業団からの借入残高がある場合、担保物件の評価額に担保率を乗じた額が、新規借入額と現在の借入残高の合計額を上回る必要があります。
- ❗ 原則として、学校法人等所有の土地及びその土地の上に存在している全ての建物を担保として提供していただきます。
- ❗ **原則として土地のみを評価対象とします。**



令和7年度の耐震化事業等利子助成

(私立学校施設高度化推進事業費補助金)

利子助成制度とは、私立学校施設の耐震化促進のため、国が学校法人の支払利息の一部に対して、補助金を交付する制度です。学校法人が事業団の融資を利用した場合、文部科学省から利子助成を受けることができます。

(別途、**学校法人より文部科学省への申請が必要**となります。)

1 耐震改築事業に対する利子助成(大学～小学校・専修学校・各種学校)

私立学校施設の耐震化を促進する観点から、耐震改築事業に係る国の利子助成制度がご利用いただけます。なお、専修学校・各種学校についても対象となります。

利子助成の対象となる事業(耐震性能の判定基準)

私立学校(幼稚園、認定こども園を除く)が行う**危険建物と認定された昭和56年以前の旧耐震基準の学校施設を取り壊して新たに校舎等を建築する事業**が対象となります。

取り壊す建物のいずれか1つの階のIs(Iw)値が0.70未満であることが要件です。Is(Iw)値の確認は、1級建築士等が作成した**耐震診断報告書**により行います。融資のお申し込みには**耐震診断報告書のご提出が必要**となります。

※ Is 値(構造耐震指標。木造の場合はIw 値)とは、建物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮した耐震診断基準に基づいて算定した建物の耐震性を示す指標です。

※ 東日本大震災・平成28年熊本地震・令和6年能登半島地震の復旧に係る補助金(私立学校建物其他災害復旧費補助金等)の交付を受けた事業は、耐震改築利子助成の対象にはなりません。(→9ページ 災害復旧費⑬で対象)

対象外施設

以下の施設の耐震改築事業は利子助成の対象外となります。

- (1) 職員宿舎・法人本部棟(校舎等のうち法人本部として使用している部分を含む)
- (2) 保養施設(学生等が専用に使用するものを除く)
- (3) 大学病院(17ページ「4 私立大学附属病院建替え整備事業に対する利子助成」で対象になります。)

利子助成内容

- (1) 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、中等教育学校、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、特別支援学校

① 利子助成期間：**最大20年間**

② 利子助成率：【Is 値0.3未満の場合】1～3年目：**融資金利と同率**
4～20年目：**融資金利－0.5%**

【Is 値0.3以上0.7未満の場合】1～20年目：**融資金利－0.5%**

(例) 契約時点の一般施設費の融資金利が1.1%の場合

$1.1\% - 0.5\% = 0.6\%$ が文部科学省からの利子助成率となります。

19ページの
イメージ図を
ご参照ください

- (2) 専修学校、各種学校

① 利子助成期間：**最大20年間**

② 利子助成率：**融資金利－0.5%**

19ページの
イメージ図を
ご参照ください

2 耐震改築事業に対する利子助成(幼稚園、認定こども園)

私立学校施設の耐震化を促進する観点から、耐震改築事業に係る国の利子助成制度がご利用いただけます。

利子助成の対象となる事業(判定基準)

旧耐震基準(昭和56年以前の建物)の幼稚園施設等を取り壊して新たに園舎等を建築する事業で耐震化促進のための補助金の対象となっている場合にご利用いただけます。

※東日本大震災・平成28年熊本地震・令和6年能登半島地震の復旧に係る補助金(私立学校建物其他災害復旧費補助等)の交付を受けた事業は、耐震改築利子助成の対象にはなりません。(→9ページ災害復旧費⑬で対象)

対象外施設

以下の施設の耐震改築事業は利子助成の対象外となります。

- (1) 職員宿舎・法人本部棟(園舎等のうち法人本部として使用している部分を含む)
- (2) 保養施設(園児等が専用に使用するものを除く)

利子助成内容など

- ① 利子助成期間: **最大20年間**
- ② 利子助成率: **融資金利 - 0.5%**

19ページの
イメージ図を
ご参照ください

○事業査定額は「補助対象事業費 - 補助金額」となります。

○資産査定額は「貸借対照表の純資産の部合計(資産の部合計 - 負債の部合計) × 40%」となります。

3 耐震改修事業に対する利子助成

耐震化等防災安全対策を促進する観点から、耐震改修事業に係る国の利子助成制度がご利用いただけます。

利子助成の対象となる事業(判定基準)

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第17条第3項に基づき所轄行政庁から耐震改修の計画の認定を受けた事業または防災機能強化に係る補助金の対象となった事業が対象となります。

対象外施設

以下の施設の耐震改修事業は利子助成の対象外となります。

- (1) 職員宿舎・法人本部棟(校舎等のうち法人本部として使用している部分を含む)
- (2) 保養施設(学生等が専用に使用するものを除く)
- (3) 大学病院

利子助成内容など

- ① 利子助成期間: **最大20年間**
- ② 利子助成率: **融資金利 - 0.5%**

19ページの
イメージ図を
ご参照ください

区 分	利子助成率	利子助成期間	事業査定額	資産査定額
大学院 大学 短期大学 高等専門学校	融資金利－0.5% (上限2.1%)	最大20年	補助対象事業費 － 補助金額	貸借対照表の純資産の部合計 (資産の部合計－負債の部合計) ×30%
中等教育学校 高等学校 義務教育学校 中学校 小学校 特別支援学校 幼稚園 認定こども園	融資金利－0.5% (上限1.6%)			貸借対照表の純資産の部合計 (資産の部合計－負債の部合計) ×40%
専修学校 各種学校	融資金利－0.5% (上限0.5%)			貸借対照表の純資産の部合計 (資産の部合計－負債の部合計) ×30%

4 私立大学附属病院建替え整備事業に対する利子助成

私立大学附属病院の建替え整備事業(取り壊しを伴うもの)について、事業団融資を利用した場合、文部科学省から利子助成を受けることができます。

- 利子助成期間：最大10年間
- 利子助成率：①老朽施設(築30年を経過した大学病院) 融資金利－0.5% (上限2.1%)
②老朽以外(築30年未満の大学病院) 融資金利－1.0% (上限1.6%)

NEW

5 指定避難所施設等の機能強化整備事業に対する利子助成

指定避難所施設等の機能強化整備事業について、事業団融資を利用した場合、文部科学省から利子助成を受けることができます。

※以下に指定されている学校施設等(災害時に地域住民等に開放される施設や共有スペース等)に関する整備事業となります。なお、改築・改修事業については、バリアフリー化(多目的トイレ、スロープの設置等)、備蓄倉庫、空調設備、自家発電設備、屋外防災施設等の避難所の機能強化に資する整備事業を含むものとします。

- ・指定避難所、指定福祉避難所(災害対策基本法第四十九条の七)
- ・指定緊急避難場所(災害対策基本法第四十九条の四)

対象学校	利子助成率	利子助成期間
大学院 大学 短期大学 高等専門学校	融資金利－0.5% (上限2.1%)	最大20年
中等教育学校 高等学校 義務教育学校 中学校 小学校 特別支援学校 幼稚園 認定こども園	融資金利－0.5% (上限1.6%)	
専修学校 各種学校	融資金利－0.5% (上限0.5%)	

6 文部科学省による利子助成制度全般に係る留意点

- ❗ 利子助成率の上限は大学等が2.1%、高校・幼稚園等は1.6%、専修学校・各種学校は0.5%です。
- ❗ 融資金利が0.5%以下の場合、利子助成は行われません(1s値0.3未満の1～3年目を除く)。
- ❗ 利子助成(私立学校施設高度化推進事業費補助金)は、事業団へ当該年度全ての利息お支払い後に、文部科学省から国の予算の範囲内で一括して交付されることになっています。私立学校施設高度化推進事業費補助金は、年度によって予算が決まっているため、年度予算に応じて補助金額が圧縮されることもあります。あらかじめご承知おきください。
- ❗ 利子助成額が、1契約あたり年間1万円未満の場合は、利子助成は行われません。

7 耐震改築事業の事業査定額 計算例(大学～小学校・専修学校・各種学校)

計算式

査定事業費

×

融資率

CASE 大学の校舎建替え工事

建築する延床面積	取壊面積	建築費
20,000 m ²	10,000m ²	8,000,000 千円

【面積の計算】

- ・建物基準面積 = 取壊面積 × 建物を使用する学校種別の倍率
= 10,000m² × 1.4 倍(→下表) = 14,000m²
- ・対象となる面積 = 建物基準面積と建築する延床面積との比較で、**小さい方**の面積となります。
建物基準面積：14,000m² < 建築する延床面積：20,000m²

【単価の計算】

- ・実施単価 = 建築費(学校が実施する施設の整備事業費) ÷ 建築する延床面積
= 8,000,000 千円 ÷ 20,000m²
= 400,000 円

【事業査定額】

- ・査定事業費 = 対象となる面積：14,000m² × 実施単価：400,000 円
= 5,600,000 千円
- ・事業査定額 = 5,600,000 千円 × 80% (融資率) = 4,480,000 千円

- ❗ 老朽施設・危険建物の建築年度や面積の確認は、原則として登記事項証明書により行います。
- ❗ 耐震改築事業について、国または都道府県の補助金の対象となった場合の融資率は100%となります。

次の①と②を比較し、いずれか **小さい方** の面積が利子助成の融資対象面積となります。

- ① 新しく建築する建物の延床面積
- ② 取り壊す建物の面積に以下の率を乗じて得た面積(建物基準面積)

大学院・大学・短期大学・高等専門学校専修学校・各種学校・大学病院	1.4
中等教育学校・高等学校	1.7
義務教育学校・中学校	2.4
小学校	2.3
特別支援学校	2.8

- ❗ 上記の計算例は、対象となる事業からの計算です。融資額の上限は、上記の事業査定額、資産査定額、担保査定額のうち最も低い金額となります。(→13 ページ)

8 耐震改築事業の事業査定額 計算例(幼稚園、認定こども園)

計算式

補助対象事業費

－

補助金

CASE 幼稚園、認定こども園の園舎建替え工事

建築費	補助金
250,000 千円	111,000 千円

【補助金】

- ・補助対象事業費：250,000 千円 … 事業査定対象事業費：250,000 千円
- ・補助金額：111,000 千円

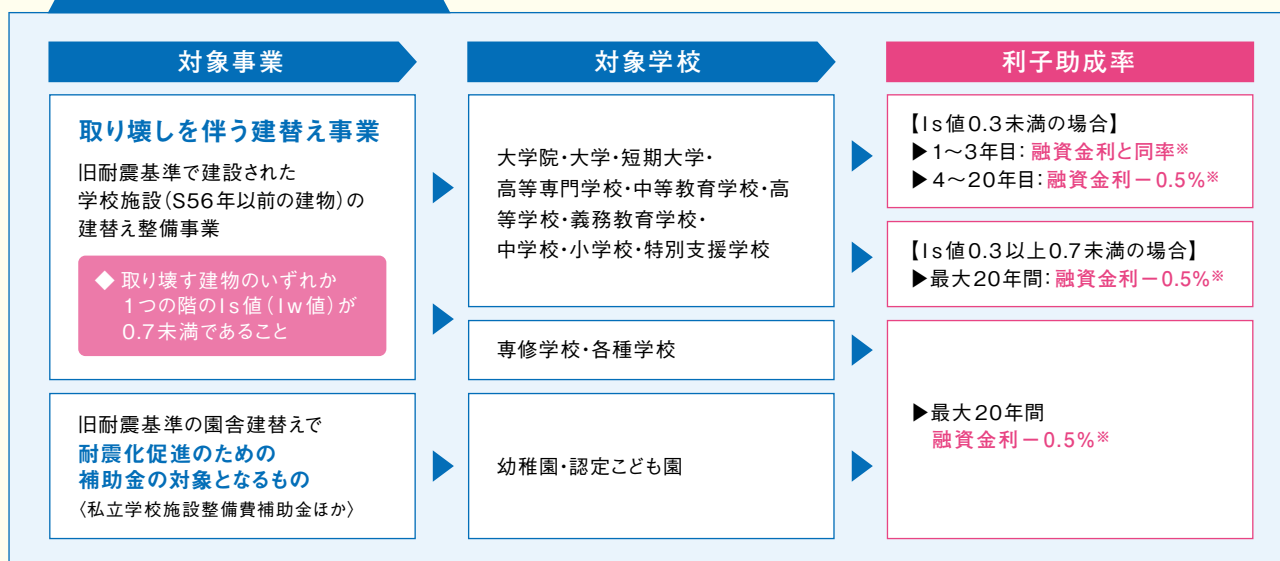
【事業査定額】

- ・補助対象事業費 － 補助金 = 事業査定額
250,000 千円 － 111,000 千円 = 139,000 千円

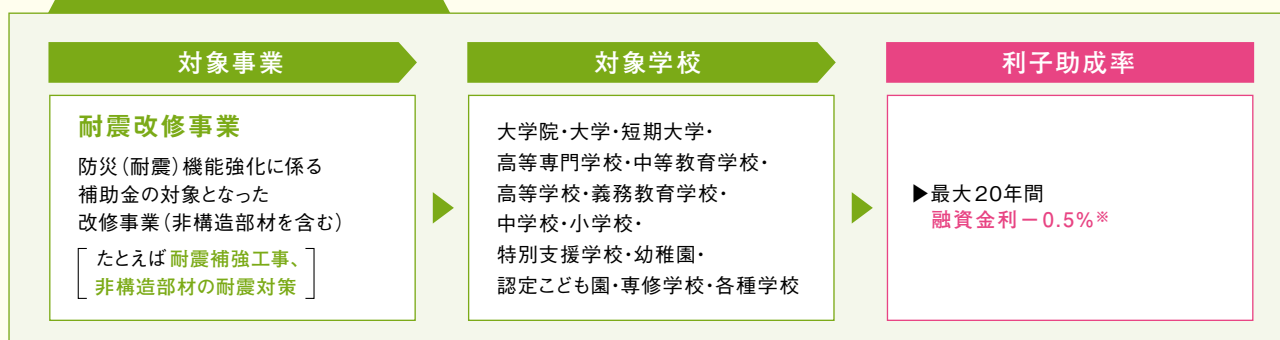
- ❗ 上記の計算例は、対象となる事業からの計算です。融資額の上限は、上記の事業査定額、資産査定額、担保査定額のうち最も低い金額となります。(→13 ページ)

耐震化事業等利子助成のイメージ図

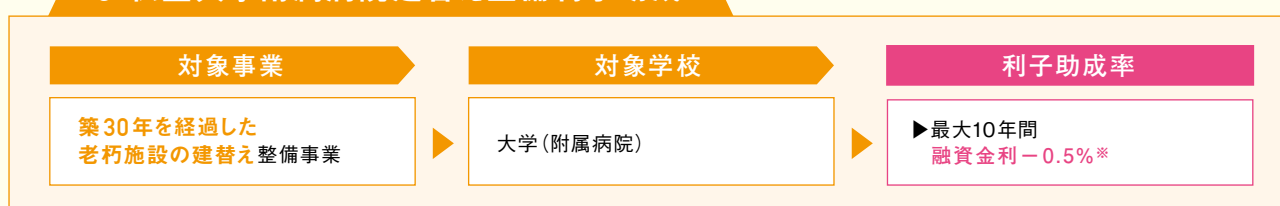
1 耐震改築利子助成



2 耐震改修利子助成

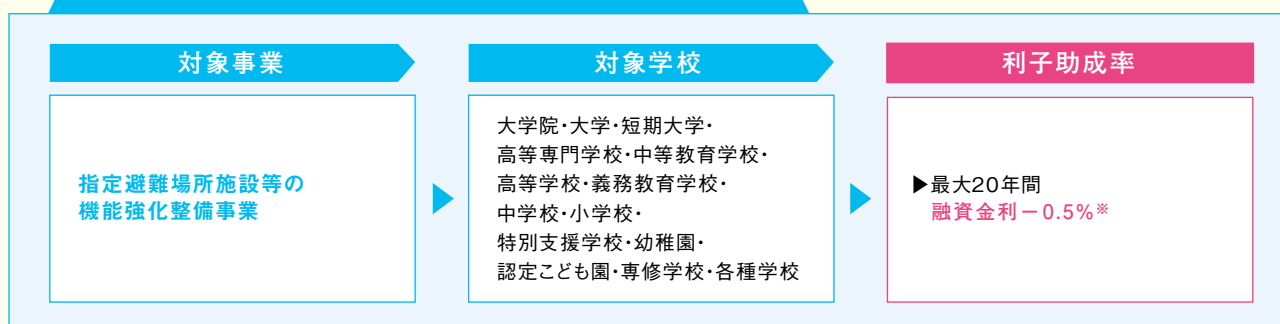


3 私立大学附属病院建替え整備利子助成



NEW

4 指定避難所施設等の機能強化整備利子助成



※ 融資金利が0.5%以下の場合、利子助成は行われません(Is値 0.3未満の場合の1～3年目を除く)。

※ 利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専修学校・各種学校は0.5%です。

※ 融資金利は一般施設費(一般)の金利が適用されます(大学附属病院を除く)。

融資の対象

融資の内容

利子助成制度

融資事務の流れ

よくあるご質問



融資事務の流れ

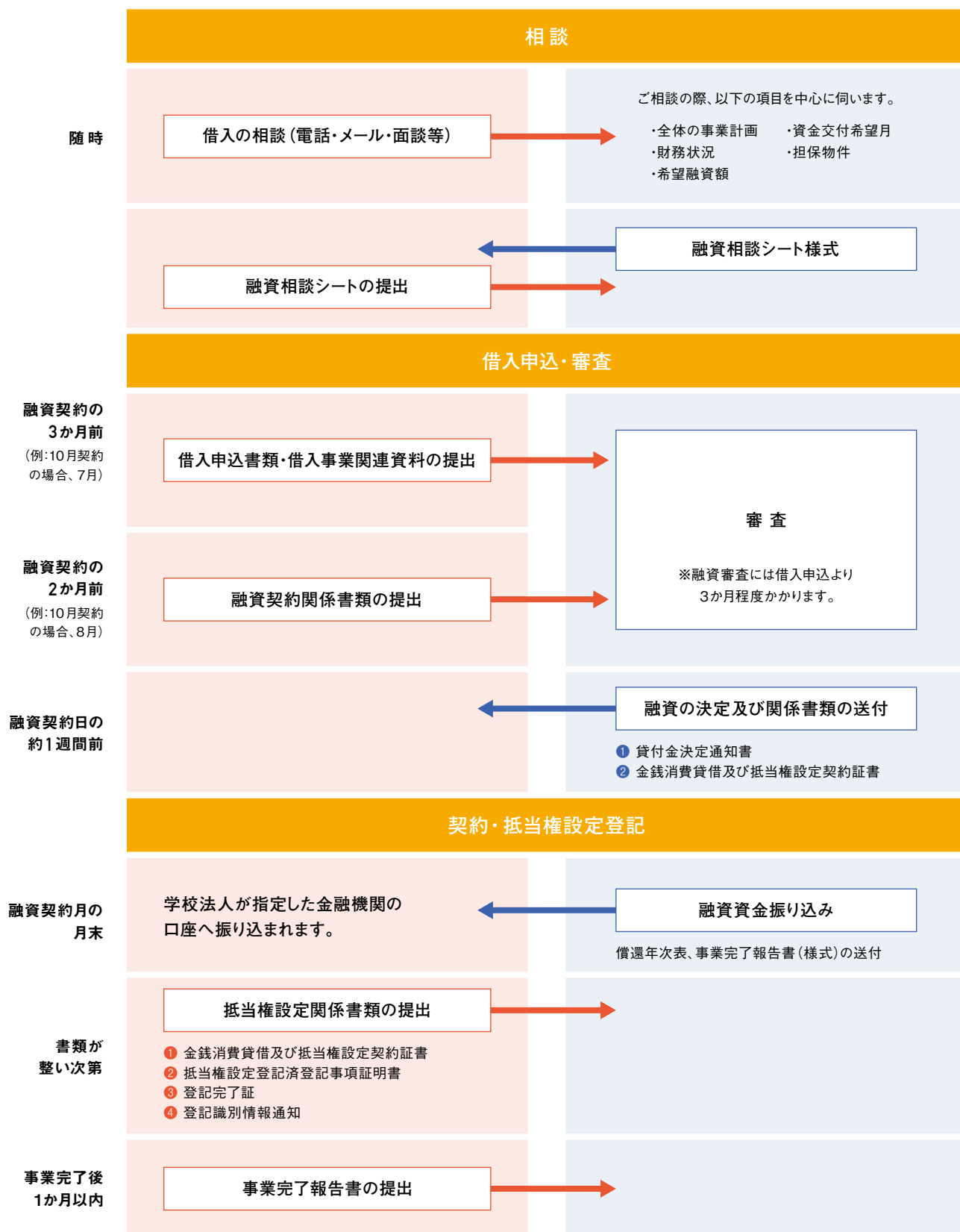
1 お借り入れの申し込みからご契約までの事務の流れ



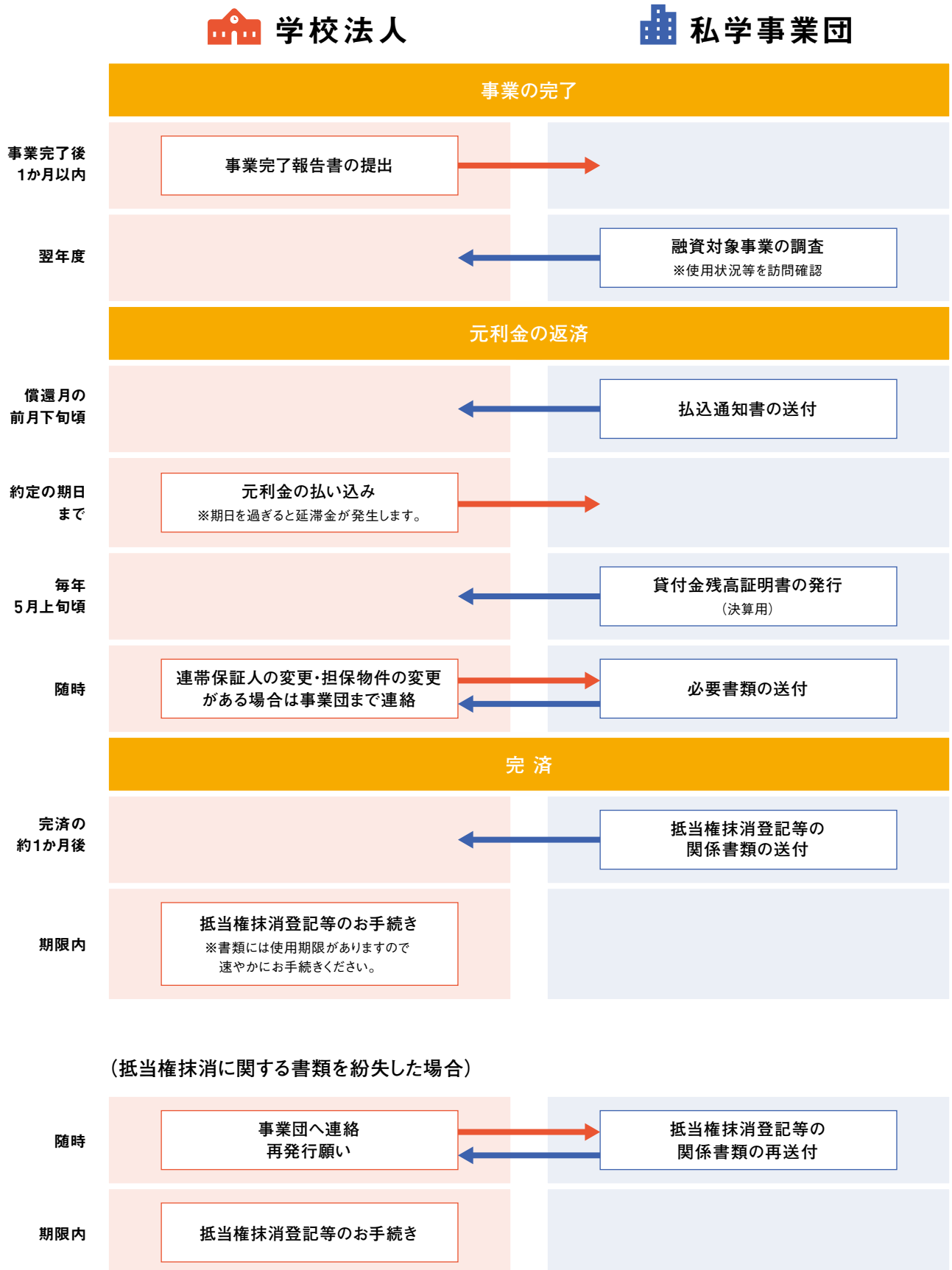
学校法人



私学事業団



2 ご契約後から完済までの事務の流れ



融資の対象

融資の内容

利子助成制度

融資事務の流れ

よくあるご質問

3 お借り入れまでに必要な書類と手続き

1 融資ご案内

毎年2～3月頃、学校法人に「施設・設備計画及び事業団資金の借入希望について(依頼)」をお送りします。事業資金として事業団の融資を希望される場合は、希望額あるいは検討されている額を記入し、ご提出ください。

また、今後の融資事業計画策定等の資料とさせていただくため、融資のご希望の有無にかかわらず、当該年度以降の施設・設備計画についてご提出をお願いしています。

❶ 年度途中に資金が必要となった場合も、随時ご相談に応じます。お気軽にお問い合わせください。

2 融資相談

【提出書類】 融資相談シート

融資のご希望をいただいた法人には、法人の概況、事業の内容、資金計画などを把握するために「融資相談シート」をご提出いただきます。この融資相談シートを基に事業団から融資の要件などをご説明します。事業内容、資金計画などが融資要件にかなう場合は、借りに必要な書類をお渡しし、今後の手続きについてご案内します。

なお、事業内容が簡易な場合などは「融資相談シート」の作成を省略することがあります。

3 借入申込書類

【提出書類】 ①資金借入申込書

②償還計画、事業活動収支計画

③償還計画・事業活動収支計画の積算根拠

④学生・生徒・児童・幼児数の推移

⑤提供担保物件一覧表

⑥決算書・予算書

⑦学校要覧または入学案内

⑧その他の書類

(例:登記事項証明書、土地公図、建物図面、
理事会議事録(写)*、
連帯保証人明細書、連帯保証人受託確認書、
借入申込にかかる確認書等)

書類が整い次第、事業団に提出していただきます。なお、道府県私立学校主管課に上記書類を提出する場合があります。

※「理事会議事録(写)」は事業団からの借入申込額、提供担保物件及び連帯保証人(必要な場合)に関する決議が記載してあるものが必要です。

4 借入事業関連資料

【提出書類】 借入事業関連資料

請負業者等との契約を締結し、融資の対象となる事業内容が確定した時点で、「借入事業関連資料」を直接事業団にご提出いただきます。3の「借入申込書類」と同時の提出でもかまいません。

「借入事業関連資料」は事業内容により異なります。詳細は、申込関係書類と同時にお渡しする『資金借入申込関係書類等の記入について』の「事業内容による提出書類(借入事業関連資料)対応表」にてご確認ください。

〈例:建築事業〉

○全ての建築事業で必要なもの

工事請負契約書(写)、見積書、図面、建築確認済証(写)及び確認申請書の1～4面(写)、工程表、領収書(写)、請求書(写)等

○事業内容により必要となるもの

取り壊し建物の概要書、補助金決定通知(写)及び補助金申請書(写)等

5 融資決定

事業実施計画、資金計画、事業の目的・内容、利用計画、法人の資産状況等を総合的に審査し、融資の可否と融資額を決定します。融資決定後、「貸付金の決定について(通知)」により融資額と融資条件等をお知らせし、「金銭消費貸借及び抵当権設定契約証書」をお送りします。

6 融資契約・抵当権の設定登記

■ 融資契約

事業団での審査と並行して、次の「融資契約関係書類」を準備、提出していただきます。

【提出書類】

○学校法人に作成していただく書類

- ①金銭消費貸借及び抵当権設定契約証書(所定様式)
※債務者(学校法人)の記名押印、連帯保証人の署名(自署)押印
- ②貸付金振込依頼票(所定様式)
- ③預り証(所定様式)
- ④(根)抵当権順位変更合意証書(所定様式)
※担保物件に既に事業団以外の抵当権(または根抵当権)が設定されている場合に必要
- ⑤確約書(所定様式)

○法務局等から入手する書類

- ①学校法人の履歴事項全部証明書
- ②学校法人の印鑑証明書
- ③連帯保証人の印鑑登録証明書
※連帯保証人を立てる場合に必要

融資が決定し、上記の書類が整いますと、金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約を締結することとなります。契約日は通常毎月下旬となります。融資金利は契約日時点の利率を適用します。

■ 抵当権の設定登記

契約を締結した後に、学校法人において抵当権の設定登記申請を行っていただくため、次の書類をお送りします(登記手数料は学校法人負担となります)。

○抵当権設定登記

- ①抵当権設定登記に必要な書類(委任状、代表者事項証明書等)
- ②抵当権設定登記に係る登録免許税の非課税証明書
- ③質権設定承認請求書
※担保とする建物の火災保険金請求権に、質権を設定する必要がある場合に送付

登録免許税が
非課税に
なります

抵当権設定登記完了後は、次の書類を提出いただきます。

- 【提出書類】
- ①契約証書原本
 - ②担保物件の登記事項証明書
 - ③登記完了証
 - ④登記識別情報通知

※「契約証書」(原本)は、事業団で返済完了までお預かりします。

また、建築中の建物を完成後追加担保提供とする場合は、抵当権設定登記申請を行える状況が整い次第、速やかに「担保物件の追加について」(所定様式)、「登記事項証明書」を事業団へご提出いただきます(必要に応じて質権設定の手続きをしていただく場合があります)。

7 資金受け取り

学校法人が抵当権の設定登記申請を行い、受領証によって事業団がその旨確認できると、希望される月の月末(事業団の指定する日)に法人が指定した金融機関の口座へ資金が振り込まれます。なお、資金は一括または分割して受け取ることができます。

○一括交付

年度内の(工事)代金の支払いまたは請求の合計額が融資額以上ある場合は、資金を一括して受け取ることができます。

○分割交付

年度内に3回まで資金を分割して受け取ることができます。

※分割交付の場合でも、金利は一律に契約日時点の利率を適用します。

4 お借り入れ後の主な手続き

「融資対象事業完了報告書」の提出

資金の使用状況及び事業の実施状況等を確認するため、融資の対象となった事業の完了後1か月以内※に、「融資対象事業完了報告書」をご提出ください。

事業の内容に変更(事業量・事業費・補助金等の増減)が生じた場合、再計算の結果、一部繰上償還になることがあります。

また、**事業の成果が融資の目的及び融資契約の内容に適合しているかなどについて、事業団職員による現地確認(融資対象物件、事業関係書類・証ひょう、担保物件等の確認)を実施することとしています。**そのため、「融資対象事業完了報告書」をご提出いただいたのちに、事業団より現地確認の件で連絡します。

※事業の完了とは、物件の引渡しを受け、支払いを終えた時点になります。

元金のご返済

元金及び利息は、資金を交付した後にお送りする「償還年次表」に基づきご返済ください。「償還年次表」は、元金と利息の返済期日と額が一覧表になっているもので、法人においてご返済の計画や予算等を策定する際にもご利用いただけます。

また、ご返済期日の前月末にお届けする「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」によりお知らせをしています。

元金のご返済は、事業団の指定する口座に「電信送金扱い」でお振り込みいただくか預金口座振替(金融機関自動引き落とし)のいずれかをご利用ください。

残高証明書の発行

年度末(3月31日現在)の「貸付金残高証明書」については、**毎年4月下旬～5月上旬**に、法人あてに1部お送りします。会計監査人に対し「貸付金残高証明書」が必要な場合は、所定の発行願に返信用封筒(切手貼付)を添えてお申し出ください。事業団から直接送付します。なお、2部以上または年度末現在以外の時点の証明が必要な場合には、その都度発行願をご提出ください。詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

連帯保証人の変更がある場合

連帯保証人となっている理事長等が交代する場合は、速やかに事業団までご連絡ください。必要な書類をお送りしますので、所定の変更手続きを行ってください。

また、新しく連帯保証人となる方が学校法人等の財務状況等を把握していることを確認させていただくため、「連帯保証人受託確認書」を作成していただきます。確認書は連帯保証人による自署・押印後、事業団へご提出ください。

なお、連帯保証人の照会については、個人情報保護の観点から、照会願をご提出いただき、文書にて回答します。

返済完了と抵当権の抹消登記

元金及び利息の返済が全て完了しますと、設定されている事業団の抵当権を抹消していただきます。その抹消登記手続きのため、お預かりしていた「契約証書」原本と抵当権抹消登記関係書類などをお送りしますので、法人において所定の手続きを行ってください。なお、抹消登記完了後、関係書類を事業団に返送する必要はありません。

繰上償還

償還期限前に任意に借入金の全部または一部を繰上償還する場合は、原則として、繰上償還額に加えて「繰上償還補償金」をお支払いいただくことになります。

その場合、あらかじめ所定の「繰上償還申出書」によるお申し出が必要になります。

「繰上償還補償金」とは、本来であれば将来お支払いいただくことになる利息相当額(繰上償還日から最終償還日までの利息相当額)です。繰上償還された資金は原則として、事業団が借入を行っている国の財政融資資金への繰上償還の財源とします。財政融資資金へ繰上償還する際に補償金が必要となることから、それに見合う額をご負担いただくものです。

よくあるご質問

融資相談時の資料

Q1) はじめて融資の相談をするときは、どのような資料が必要ですか？

A1) 「融資相談シート」を用意していますので、ご連絡くださればお送りいたします。ご記入のうえ、事業団へご返送ください。事業計画、直近年度の決算書を併せてご提出いただくと、より具体的な相談が可能となります。

年度途中の融資相談

Q2) 急に隣接地を買収することになり買収資金の一部を事業団から借りたいと思いますが、年度途中からでも借入れの申し込みはできますか？

A2) 融資のご相談は、一年を通していつでも承っています。事業団の融資計画額に余裕のある限りご要望に沿うようにしておりますので、お早めにご相談ください。

融資が受けられる専修学校・各種学校

Q3) 融資の対象となる専修学校の学科及び各種学校の課程は何ですか？

A3) 授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められている学科や課程であることが前提となり、また、学科や課程の種類が定められています。(→10 ページ)

融資額の上限

Q4) 融資額に上限はありますか？

A4) ①事業査定額、②資産査定額、③担保査定額のうち最も低い金額を上限として融資額を決定します。(→13 ページ)

借入れまでの手続き期間

Q5) 借入れの申し込みをしてから借入れができるまでの手続きはどうなっていますか。また、その期間はどのくらいですか？

A5) 通常の場合のお借入手続きは次のとおりです。

①資金借入申込書の提出 → ②借入事業関連資料の提出 → ③融資審査 → ④融資契約関係書類の提出 → ⑤貸付金決定通知の交付 → ⑥融資契約の締結 → ⑦資金交付

審査には一定の期間を要しますので、②借入事業関連資料の提出から⑦資金交付までは2～3か月程度要します。②借入事業関連資料が整いせん③融資審査が終了しませんので、なるべくお早めにご提出ください。

なお、②～⑦までの手続きは各法人の資金希望時期に対応して事務を行っております。

返済期間の設定

Q6) 返済の期間は、30年、20年、10年、6年しかありませんか？

A6) 所定の返済期間の範囲内で、学校法人の希望により期間を決めていただくことができます(年賦年限を12年、据置期間を2年など)。(→12 ページ)

※「返済期間30年」は、原則として融資契約額が10億円以上の場合、大学・高専機能強化支援事業に選定された施設整備事業の場合、特別施設費のうち大学病院にかかるものの場合にご利用いただけます。また、木造建物については対象となりません。

融資金利の決定

Q7) 融資金利はいつ決まりますか？

A7) 融資金利は融資の契約時点の金利を適用します。事業団では資金調達(財政融資資金)の関係から毎月1日に金利を見直しており、お借入れの申し込みをいただいてから融資の契約までの間に金利が変更となる場合もあります。あらかじめご承知おきください。

補助金を受けた園舎等の担保提供

Q8) 国や都道府県などの補助金を受けて建築した園舎に事業団融資の担保として抵当権の設定を行いたいのですが、どのようにすればよいですか？

A8) 国や県などの補助金を受けて建築した園舎等は、補助金を交付した主務大臣または知事の承認を受けた場合を除いて担保に供してはならないことになっています（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条）。抵当権を設定する場合は、主務大臣または知事の承認が必要となりますので、お早めにご相談ください。

買収する土地の担保提供

Q9) 買収する土地を担保提供できますか？

A9) 担保提供することは可能ですが、担保物件に抵当権を設定するため、所有権が移転されていることが条件となりますのでご注意ください。

連帯保証人

Q10) 連帯保証人は必要ですか？

A10) 12ページに記載のとおり、1名以上の連帯保証人が必要となる場合があります。

連帯保証人

Q11) 連帯保証人受託確認書とは何ですか？

A11) 民法の一部改正(令和2年4月1日施行)に伴い、学校法人等が個人に対して連帯保証人になることを依頼する場合には、学校が連帯保証人になる方に対し、「主債務者の財産や収支の状況」及び「主債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報」を提供することが義務化されました。そのため、事業団では、連帯保証人となる方がこうした情報を把握していることを、「連帯保証人受託確認書」により確認させていただきます。また、事業団から連帯保証人本人に対し、電話での確認を行います。

なお、理事長等の連帯保証に加え、学校法人等の役員(理事長及び理事)以外の方が連帯保証人となる場合は、保証意思の確認のため公正証書の作成が必要となります。詳しくはご相談ください。

連帯保証人の変更

Q12) 連帯保証人である理事長が交代になります。なにか必要な手続きがありますか？

A12) 連帯保証人変更承諾願のご提出が必要となります。申請書式については、事業団からお送りしますので申し出ください。

また、A11)と同様に「連帯保証人受託確認書」を、事業団へ提出することが必要となります。

複数年度にわたる事業

Q13) 複数年度にわたる事業の場合は、どのようにしたらいいですか？

A13) 同一事業の実施期間が複数年度にわたる場合は、最大で3年まで融資対象とすることができます。

審査・契約・資金交付は、事業の進捗状況と支払予定額に応じて期間内単年度ごとに行います。詳しくは、ご相談ください。

2年目以降の手续及び必要書類は、以下のとおりとなります。

- ① 資金計画・償還計画は、前年度決算を踏まえて更新したもの
- ② 前年度の決算書・当年度の予算書
- ③ 学生・生徒・児童・幼児数の推移は、当該年度の5月1日現在に更新したもの
- ④ 担保物件の評価は、事業団において毎年度見直します

学校等の新設・増設

Q14) 新しく学科を設置する場合、融資を受けることができますか？

A14) 学校新設、学部・学科・課程の新設または増設、定員増、学校法人化等のために行う事業は、設置等の認可を受けた(または届出が受理された)年度の事業が融資の対象となります。新設・増設の事業に対する融資額は、事業団の算定のほかに所轄庁の定める認可条件等により制限されることがありますので、お早めに事業団にご相談ください。なお、認可事項の場合、融資は認可後となりますので、ご注意ください。

Q15) 大学・高専機能強化支援事業とは何ですか？

A15) 大学または高等専門学校の設置者に対し、デジタル・グリーン等の成長分野の学部設置等に必要な資金に充てるための助成金を交付する事業です。(実施主体:独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)

同事業に選定された場合、事業団融資での取り扱いは次のとおりとなります。

- ・施設整備事業で融資をご利用の場合、「**④教育研究環境高度化推進事業**」として、金利や融資率が優遇されます。また、融資契約額にかかわらず返済期間を最大30年とすることが可能です。
- ・「**④教育環境を充実させる等経営に必要な資金**」をご利用の場合、返済期間を最大10年とすることが可能です。

解体工事

Q16) 使わなくなった校舎を解体するのですが、融資対象になりますか？

A16) 令和6年度から新たに解体工事を対象とする融資メニューを創設しました。以下の①～⑤のいずれかを伴う経営計画に基づき解体事業を行う場合にご利用いただけます。

- ①学校・学部等の募集停止・廃止
- ②定員の削減
- ③校地面積の減少(キャンパス統合等)
- ④耐震性のない建物の取壊し
- ⑤法人統合に伴う施設の集約

詳しくはご相談ください。

審査の視点

Q17) 融資審査はどのような視点から行われますか？

A17) 融資審査は、概ね次の視点によります。

- ①事業の適切性、②資金計画の妥当性、③償還の確実性、④担保物件・連帯保証人の妥当性です。
- これらを総合的に検討し、ご融資を決定します。

例) ①**事業の適切性:**

事業の目的・内容が適正であること
市中金融機関または事業団からの借入金の借換えでないこと

②**資金計画の妥当性:**

借入金の償還に支障がない資金繰りであること

③**償還の確実性:**

償還財源が収支差額により確実に見込まれること

④**担保物件・連帯保証人の妥当性:**

担保物件の評価額が充分であること
連帯保証人は、法人の理事長を含む1名以上であること(必要な場合)

登録免許税

Q18) 抵当権設定登記に登録免許税はかかりますか？

A18) 登記申請の前に、事業団が学校法人に代わって、文部科学省に登録免許税の非課税申請を行いますので、文部科学大臣の承認により、登録免許税は非課税扱いとなります。

※登録免許税:登記を申請する際に納める税金のことであり、抵当権設定登記の場合は、債権額に1,000分の4を乗じた額。

耐震化事業等利子助成

Q19) 返済期間30年で借り入れをする場合、利子助成の期間及び助成率はどうなりますか？

A19) 返済期間が30年の場合でも、利子助成期間は最大20年間(大学附属病院は10年間)となります。(→15～19ページ)

繰上返済(期限前償還)

Q20) 繰上返済をしたいのですが、可能でしょうか？

A20) 1.償還期限前に任意に借入金の全部または一部を繰上返済する場合は、あらかじめ所定の「繰上償還申出書」によるお申し出が必要になります。
2.原則として「繰上償還補償金制度」を適用した繰上返済となります(金銭消費貸借及び抵当権設定契約証書:特約条項第2条第3項参照)。**任意に繰上返済する場合は、事業団算出の「繰上償還補償金」をお支払いいただくこととなります。**(→24 ページ)

マイナンバー

Q24) 融資関係書類に個人番号(マイナンバー)を記載する必要がありますか？

A24) 現在のところ、融資関係書類において個人番号は必要ありません。個人番号が記載される可能性がある一部の添付証明書類(例:源泉徴収票)については、個人番号を非表示とした添付証明書類を取得したうえで、事業団にご提出ください。

延滞損害金

Q21) 返済が遅れた場合の延滞損害金はどうなりますか？

A21) 予定されている返済期日を過ぎますと、その翌日から支払日(事業団の口座に入金された日)までの期間について、年10%の延滞損害金(日割り計算)が発生しますので、ご注意ください。

※令和3年度以前の借入に係る延滞損害金の年利は14.5%です。

抵当権抹消登記関係書類の紛失

Q22) 返済完了後に事業団から送られた抵当権抹消登記関係書類を紛失しました。どうしたらよいのでしょうか？

A22) 事業団までご連絡いただければ再発行願の書類を送付しますので、作成のうえご提出ください。再発行願ご提出後、事業団から、抵当権抹消登記申請のための書類を再送します。

学校法人番号

Q23) 提出書類に学校法人番号を記入する欄がありますが、これは何の番号ですか？

A23) 融資関係書類における「学校法人番号」とは、学校法人ごとに事業団の私学振興事業本部が指定する6桁の番号のことです。

参考：令和6年度の金利一覧

❗ 金利は毎月見直しています。最新の金利は事業団ホームページをご覧ください。

融資費目		R6.4		R6.5		R6.6		R6.7		R6.8	
		年	%	年	%	年	%	年	%	年	%
		(期間30年)	(期間20年)	(期間30年)	(期間20年)	(期間30年)	(期間20年)	(期間30年)	(期間20年)	(期間30年)	(期間20年)
一般施設費	❶❷一般	1.80	1.40	2.00	1.50	2.10	1.70	2.10	1.70	2.20	1.70
	❸沖縄分	1.50	1.10	1.70	1.20	1.80	1.40	1.80	1.40	1.90	1.40
	❹教育研究環境高度化推進事業 ❺研究高度化関連施設事業	1.60	1.20	1.80	1.30	1.90	1.50	1.90	1.50	2.00	1.50
	返済期間10年以内のもの	0.90		1.00		1.10		1.10		1.10	
	返済期間6年以内のもの	0.80		0.90		1.00		0.90		1.00	
教育環境整備費	❻大型設備・情報技術	0.90		1.00		1.10		1.10		1.10	
	❼校教具等 ❽教育環境充実資金	0.60		0.70		0.80		0.80		0.90	
	❿災害復旧経営資金	0.20		0.30		0.40		0.40		0.50	
	災害復旧費 ⓫特別災害 ⓬一般災害	0.70		0.80		1.00		1.00		1.00	
公害対策費	⓭公害対策費	1.10		1.20		1.40		1.40		1.40	
特別施設費	⓮一般(大学附属病院を除く)	1.90	1.50	2.10	1.60	2.20	1.80	2.20	1.80	2.30	1.80
	⓮大学附属病院	1.85	1.50	2.05	1.60	2.15	1.80	2.15	1.80	2.25	1.80
	⓯障害者利用施設	1.50	1.10	1.70	1.20	1.80	1.40	1.80	1.40	1.90	1.40
	返済期間10年以内のもの	1.00		1.10		1.20		1.20		1.20	

融資費目		R6.9		R6.10		R6.11		R6.12		R7.1	
		年	%	年	%	年	%	年	%	年	%
		(期間30年)	(期間20年)	(期間30年)	(期間20年)	(期間30年)	(期間20年)	(期間30年)	(期間20年)	(期間30年)	(期間20年)
一般施設費	❶❷一般	2.10	1.60	2.00	1.50	2.10	1.60	2.20	1.70	2.20	1.70
	❸沖縄分	1.80	1.30	1.70	1.20	1.80	1.30	1.90	1.40	1.90	1.40
	❹教育研究環境高度化推進事業 ❺研究高度化関連施設事業	1.90	1.40	1.80	1.30	1.90	1.40	2.00	1.50	2.00	1.50
	返済期間10年以内のもの	1.00		0.90		1.00		1.20		1.20	
	返済期間6年以内のもの	0.90		0.90		1.00		1.10		1.10	
教育環境整備費	❻大型設備・情報技術	1.00		0.90		1.00		1.20		1.20	
	❼校教具等 ❽教育環境充実資金	0.80		0.70		0.80		1.00		1.00	
	❿災害復旧経営資金	0.30		0.30		0.40		0.60		0.50	
	災害復旧費 ⓫特別災害 ⓬一般災害	0.90		0.80		0.90		1.00		1.00	
公害対策費	⓭公害対策費	1.30		1.20		1.30		1.40		1.40	
特別施設費	⓮一般(大学附属病院を除く)	2.20	1.70	2.10	1.60	2.20	1.70	2.30	1.80	2.30	1.80
	⓮大学附属病院	2.15	1.70	2.05	1.60	2.15	1.70	2.25	1.80	2.25	1.80
	⓯障害者利用施設	1.80	1.30	1.70	1.20	1.80	1.30	1.90	1.40	1.90	1.40
	返済期間10年以内のもの	1.10		1.00		1.10		1.30		1.30	

融資の対象

融資の内容

利子助成制度

融資事務の流れ

よくあるご質問

日本私立学校振興・共済事業団
本部・私学振興事業本部 案内図



交通	JR 総武線	飯田橋駅:西口	下車徒歩 8 分
	東京メトロ有楽町線	飯田橋駅:B2a出口	
	東京メトロ南北線	飯田橋駅:B2a出口	
	都営地下鉄大江戸線	飯田橋駅:B2a出口	
	東京メトロ東西線	九段下駅:1番、7番出口	下車徒歩 6 分
	東京メトロ半蔵門線	九段下駅:1番出口	
	都営地下鉄新宿線	九段下駅:1番出口	

私立学校のための 融資ガイド

令和7年3月発行

日本私立学校振興・共済事業団 融資部
〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

<https://www.shigaku.go.jp/>

 日本私立学校振興・共済事業団